

# 国保年金係からのお知らせ 福祉医療費給付金について

福祉医療費給付金制度とは医療費（保険診療）のうち自己負担した費用の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。この制度の資格要件に該当する方には、申請により福祉医療受給資格者証が交付されます。福祉医療を受けられる方の資格要件は次のとおりです。

- **乳幼児等**  
出生から15歳までの子ども（有効期限は中学3年生修了時の3月31日までです。証の更新はありません。）  
※対象となる子どもがいる世帯には、出生や転入などの際に案内しています。
- **母子・父子家庭等**  
母子・父子家庭で18歳未満の子どもを扶養している親とその子ども。及び父母のいない18歳未満の子ども（対象となる子どもの18歳の誕生日末までが受給資格となりますが高校在学中に限り在学証明等の提出により年度末まで資格が得られます。）  
※婚姻・事実上の婚姻状態・子どもを監護しなくなったなど、要件に該当しなくなった場合は届出と共に受給者証を返却していただきます。
- **障害者（児）**  
①特別児童扶養手当1級・2級の受給該当者                      ②療育手帳A1・A2・B1の該当者  
③身体障害者手帳1級～3級    ④65歳以上で国民年金法施行令別表1の該当者  
⑤65歳未満で障害年金1級9号・10号・11号の受給該当者  
⑥精神障害者保健福祉手帳1級・2級の該当者（通院のみ対象）  
※有期認定の方は受給者証有効期限内に資格の変更・喪失の可能性もあります。
- **寡婦**  
配偶者がなく、子どものいない50歳以上65歳未満の女性で、独りで生活を維持し、非課税である方。

## 受給者証の使い方は

- ・長野県内の医療機関へかかった場合  
医療機関の窓口で受給者証を提示すれば医療機関がご本人に代わって下諏訪町へ支給申請します。
- ・長野県外の医療機関へかかった場合  
医療機関発行の領収書と印鑑をご持参のうえ、町庁舎1階国保年金係にて福祉医療費支給申請をして下さい。

## 給付金について

- 次の①から②と③を差し引いた額が福祉医療費として給付されます。
- ①病院・薬局などで支払った医療費のうち保険適用分の額 ※精神福祉手帳1級・2級の方は外来のみ
  - ②加入している健康保険証の制度から給付される高額医療費・附加給付などの額  
※健康保険によって異なりますので、加入している保険証の担当へお問い合わせ下さい。
  - ③自己負担金として、ひとつの医療機関で、1ヶ月ごと500円。  
●健康診断・予防注射・入院時の室料など保険適用外の費用は対象にはなりません。  
●日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された場合は給付の対象にはなりません。  
●医療費を分納している場合、基本的には完納確認後の給付になります。

## 給付金の支給日は

- 窓口で受給者証を提示した場合は、診療月（支払日）から2ヶ月後の末日にご指定口座へお振り込みします。
- 福祉医療費を請求できる期間は支払った月から1年間です。
  - 月々の給付額明細書等の発行は行えませんので、領収書・通帳などで管理確認をお願いします。

## 受給者証の更新について

乳幼児以外の資格が継続される方には、毎年7月下旬までに受給者証を自動更新し郵送します。

## 変更届について

- 次の場合には届出をお願いします。（届出がない場合は給付が遅れる場合があります。）
- 健康保険証が変わった場合：持ち物＝新しい健康保険証と認め印
  - 受取口座を変更したい場合：持ち物＝通帳と認め印
  - 証を紛失・汚損した場合：持ち物＝健康保険証と認め印
  - 転居した場合や他市町村へ転出される場合は、別途お手続きが必要です。

## 医療費の貸付について

福祉医療対象者の方で医療費の支払いが困難な方に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費支払いの資金を貸付要綱に基づきお貸しします。詳しくはお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111（内線138）

# ものづくり支援センターしもすわ補助金制度のご案内

各種補助制度により事業所の皆様を支援いたします。ぜひご活用ください。

<b>製品開発補助金</b> 中小企業の競争力の強化や次世代を担う新産業の創出・高付加価値化のため、町内の中小企業者が製品開発から販路開拓・新技術開発などの取り組みに必要な費用の一部を補助します。 <b>【補助金額】</b> 1) 製品開発 (1) 研究・試作開発事業補助金 ①産学官連携事業枠 補助対象経費の3分の2以内限度額300万円 ②産産連携事業枠 補助対象経費の3分の2以内限度額200万円 ③個別企業事業枠 補助対象経費の3分の2以内限度額50万円 (2) マーケティング事業補助金（当支援補助制度を活用した開発製品に限る） ①産学官連携／産産連携事業枠 補助対象経費3分の2以内限度額50万円 2) 新技術開発事業補助金 ①産学官連携／産産連携事業枠 補助対象経費3分の2以内限度額50万円 ②個別企業枠 補助対象経費3分の2以内限度額50万円 3) 農商工連携商品開発事業補助金 ①産学官連携／産産連携事業枠 補助対象経費3分の2以内限度額100万円 ※ただし最少でも農工企業が連携していなければならない。		
<b>受注確保補助金</b> 中小企業の競争力の強化や次世代を担う新産業の創出・高付加価値化のため、町内の中小企業者が受注確保のためユニット製品などの試作開発の取り組みに必要な費用の一部を補助します。 <b>【補助金額】</b> 1) ユニット・モジュール製品 (1) 試作開発事業補助金 ①産産連携／産学官連携 補助対象経費の3分の2以内限度額40万円	<b>展示会出展補助金</b> 町内中小企業者の新市場若しくは販路の開拓を支援するために、町内中小企業者が展示会の出展に要する経費に対し、補助対象経費の合計額の2分の1以内で、同一年度において10万円を限度として補助金を交付します。 <b>工業製品測定料補助金</b> 町内中小企業者が長野県工業技術総合センターで行った工業製品の測定に対して、1事業所につき、測定料の2分の1以内の額を補助します。	
<b>空工場活性化事業補助金</b> 町工業の振興を図るため、中小製造業者等が空き工場等を活用して製造業等の起業、新商品・新技術の開発等の事業を営む場合の工場等賃借料に対し、補助対象経費1回に限り補助金をします。ただし、年額の10分の3以内とし、90万円を限度として、事業開始から1年以上経過していることを条件とします。	<b>知的所有権申請料補助金</b> 新たな製品や技術の開発による企業の競争力強化を図るため、当該製品や技術に係る知的所有権の申請をした町内中小企業者に対して、知的所有権の取得に要する経費のうち、出願特許印紙代については1万6千円を限度、出願審査請求料については5万円を限度として補助金を交付します。	
<b>中小企業人材育成事業補助金</b> 町内中小企業者が従業員の人材育成を図るため、職務上必要な技術、技能を習得する経費に対し、1研修につき受講料の2分の1以内で1万円を限度、1企業につき年間5万円を限度として補助金を交付します。	<b>作業環境測定料補助金</b> 適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持するため、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行った場合に、作業環境測定機関へ完納した作業環境測定料の5分の1以内の額を補助します。	
<b>中小製造業者設備投資促進補助金</b> 町内の中小製造業者が工場の設備投資を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、健全な発展に寄与するとともに、設備投資を促進し、もって産業振興の活性化を図ることを目的に補助金を交付します。 <b>【補助対象額】</b> 1 設備の投下固定資産額が100万円以上の設備の投下固定資産額を合算した額の100分の2以内とし、1製造業者について100万円を限度とする。	<b>中小製造業者設備付属部分品補助金</b> 町内の中小製造業者が新規取引先の確保のため工場に機械設備及び測定装置設備付属部分品の投資を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、健全な発展に寄与することを目的に補助金を交付します。 <b>【補助対象額】</b> 1 投資額10万円以上30万円未満で設備付属部分品の額の100分の10以内とし、1製造業者について年10万円を限度とする。	

○各制度の要綱及び申請書は、「ものづくり支援センターしもすわHP」<http://kabu-shimosuwa.jp>からダウンロードいただくが、支援センター窓口にて用意してあります。

■お問い合わせ先 ものづくり支援センターしもすわ 電話26-2226（事務局）